1 地域再生計画の名称

山形県企業立地活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山形県

3 地域再生計画の区域

山形県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 山形県の産業の特徴

山形県は、東北地方の日本海側に位置し、蔵王、月山、鳥海、吾妻、飯豊、朝日と日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれ、「母なる川」最上川が、米沢、山形、新庄の各盆地からなる内陸地域と庄内平野を中心とした庄内地域をつないで流れる、美しく自然豊かな県である。また、メリハリのある四季、人々の暮らす集落と農地や里山とが綾をなす、自然と人が調和する「東洋のアルカディア」、「もう一つの日本」と呼ばれている。こうした自然の恩恵を受け、さくらんぼや米をはじめとした多彩で高品質な農産物の産出や、豊富な森林資源を活用した農林水産業が基盤産業として発展してきた。

本県の製造業を見てみると、戦前から昭和 40 年代初めにかけ、地場産業が発展する形で農業用機械、鋳物、ミシン、繊維、食料品等の製造業の集積が進み、その後の工業再配置促進法の制定を受け、積極的に企業誘致を展開してきた。その結果、内陸地域では電気機械、電子部品・デバイス等を中心に大手メーカーの立地が進むとともに、従来からの鋳物、ミシン関連産業等が、金型、メッキ、部品加工、組立加工などの基盤技術産業へと成長を遂げ、電気機械・一般機械等を基軸とした産業集積が形成された。一方、庄内地域は大手電子電機産業の製造拠点の進出とその関連分野が成長を遂げてきたほか、農業との関連で発展してきた農業機械や食品加工、酒田港周辺への重化学工業等の産業集積が形成されている。

統計的に見ると、県内総生産は平成19年度をピークに減少し、近年は3兆6,000億円台で推移している。(図表1)

県内総生産の産業別構成比は、リーマンショック前の平成19年度は製造業の24.8%がトップであったが、平成24年度はサービス業の18.5%がトップとなった。(図表2)

また、本県の工業団地は製造業の発展とともに農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。)に基づき整備した工場用地等(以下「農工団地」という。)を中心に整備が進み、農工法に係る計画面積は約1,600ha で全国最大となっている。しかし、リーマンショック以降、製造業の国内投資は低調となっており、農工団地への立地が進まないことから、立地が決まっていない造成済み農工団地(以下「遊休工場用地」という)の面積も299ha で全国最大となっており、当該遊休工場用地の有効活用が課題となっている。(図表3)

さらに、本県の将来推計人口は年々減少傾向にあり、平成 22 年の 116 万人から平成 52 年には 83 万人となり 28.5%減少する見込みである。さらに若年女性(20~39 歳)においてはより顕著な減少傾向となっており、48.5%減少する見込みである。(図表 4)

年齢別県外転入・転出者数を見ると、18~24歳の若者の転出超過が目立っており県全体の転出超過総数の86.6%となっており、若者の県外流出が県人口の減少の大きな要因となっている。(図表5) 就業人口においても年々減少しており、平成12年から平成22年までの10年間で総数は、12.2%減少しており、第1次産業は21.7%、第2次産業は26.6%減少している。

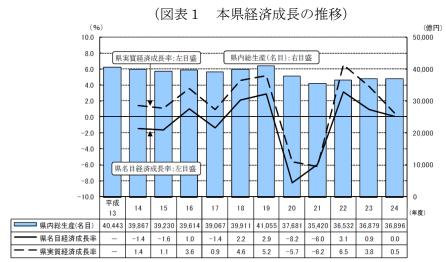
産業別就業人口の構成比をみると、第3次産業が過半数を占めており、近年その比率が拡大してきている。第3次産業では、卸・小売業の比率が最大だが、医療・福祉がこれに次ぐ規模となっている。(図表6)

産業別事業所数は、「卸売業、小売業」が最多であり、「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「製造業」が続く。(図表7)

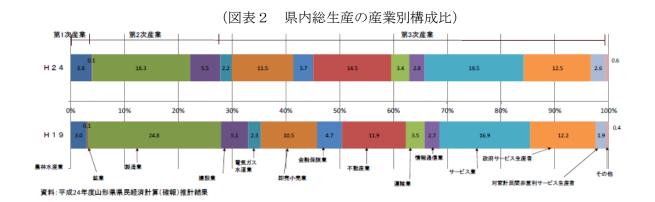
本県企業の 99.9%が中小企業であり、そのうち 9 割弱が小規模企業である。中小企業は年々減少しており、平成 24 年は 42,277 社となっており、平成 11 年から 1 万社以上減少している。(図表 8)

事業所数が最多である「卸売業、小売業」は、平成 19 年から平成 24 年までの 5 年間で、卸売業 においては、商店数が増加したものの、従業者、販売額は減少している。

こうした中で人口減少に歯止めをかけるために、若者や女性を中心とした新たな雇用の場の創出 が課題となっている。



資料:山形県「平成24年度 山形県県民経済計算」



(図表3 都道府県別遊休工場用地等面積)



資料:農林水産省農村振興局調べ

(平成 26 年 3 月時点)

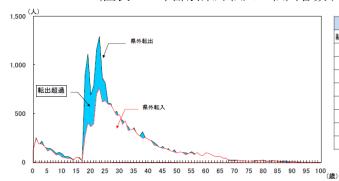
(図表4 山形県の将来推計人口)



山形県	2010年	2040年	増減率 (2010→2040)	
20-39歳 女性	119,563	61,519	-48.5%	

資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

(図表 5 年齢別県外転入・転出者数(平成 25年 10月~平成 26年 9月))



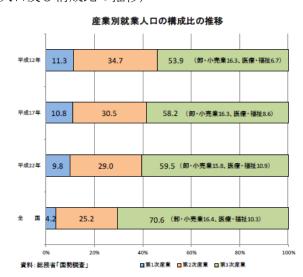
	県外転入	県外転出	転出超過
総数(全年齢)	15,117	18,957	△ 3,840
18歳	269	910	△ 641
19歳	407	1,118	△ 711
20歳	369	697	△ 328
21歳	398	792	△ 394
22歳	704	1,165	△ 461
23歳	764	1,300	△ 536
24歳	622	876	△ 254
計 (18~24歳)	3,533	6,858	△ 3,325

資料「山形県の人口と世帯数」

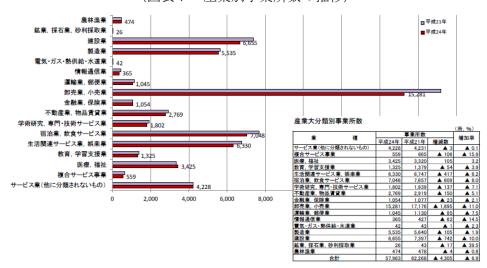
(図表6 産業別就業人口及び構成比の推移)

産業別就業人口の推移 700,000 644,465 611,353 600,000 565,982 500,000 3次產業 第3次產業 355,630 400,000 第3次產業 336,562 300,000 2次產業 200,000 第2次產業 第2次產業 186,652 164.010 100,000 直1次產業 第1次產 第1次産業 71,049 66,133 0 平成12年 平成17年 平成22年

資料:総務省「国勢調査」 ※総数には「分類不能の産業」を含む



(図表7 産業別事業所数の推移)



資料:総務省「平成24年経済センサスー活動調査」

(図表8 中小企業数)

							(企業、%)
		企業	業数		構成割合		
	総数	中小企業		大企業	中小企業		大企業
	₩6 9X	中小正果	うち小規模企業	大企業	中小正果	小規模企業	人正来
1999年	53,754	53,657	47,945	97	99.8	89.2	0.2
2001年	52,709	52,617	46,902	92	99.8	89.0	0.2
2004年	49,515	49,431	44,078	84	99.8	89.0	0.2
2006年	47,795	47,721	42,506	74	99.8	88.9	0.2
2009年	45,866	45,799	40,797	67	99.9	88.9	0.1
2012年	42,339	42,277	37,527	62	99.9	88.6	0.1

		企業	类数				
	総数	中小企業	大企業		中小企業		大企業
	₩6.9X	中小正果	うち小規模企業	人上来	中小正果	小規模企業	人正来
1999年	53,754	53,657	47,945	97	99.8	89.2	0.2
2001年	52,709	52,617	46,902	92	99.8	89.0	0.2
2004年	49,515	49,431	44,078	84	99.8	89.0	0.2
2006年	47,795	47,721	42,506	74	99.8	88.9	0.2
2009年	45,866	45,799	40,797	67	99.9	88.9	0.1
2012年	42,339	42,277	37,527	62	99.9	88.6	0.1

6)	((企業)	山形県	の規模が	引企業数		
	60,000 -	53,754	52,709	40.515			
2	50,000 -			49,515	_ 47,795 _	45,866	42,339
2	40,000 -						
2	30,000 -			_			
1	20,000 -						
1	10,000 -						
	0 -	1999年	2001年	2004年	2006年	2009年	2012年
	大企業	97	92	84	74	67	62
1	申小企業 (小規模を除く)	5,712	5,715	5,353	5,215	5,002	4,750
	■小規模企業	47,945	46,902	44,078	42,506	40,797	37,527
	通知、松本水厂宣布 和	C. A # 45 H 15 *	. (1000 F - 200	e Æ			

資料:総務省「事業所・企業統計顕査」(1999年~2006年) 総務省「経済センサス」(2009年~2012年)

中小企業	
業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小 売 業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

小規模企業

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員 5人以下

4-2 インフラ整備状況

(交通)

交通体系としては、広域的幹線交通網の整備が着実に進んでいる。

高速道路は、県を縦横に山形自動車道、東北中央自動車道と日本海沿岸東北自動車道の整備が進んでおり、東北中央自動車道は、平成29年度には福島と米沢間が開通し、平成30年度には福島から東根までつながる予定であり、そのほかの事業中区間も整備が進み、秋田県境も国土交通省が事業化に向けた対応方針を示すなど整備に向けて大きく前進している。また、縦軸の新潟から青森を結ぶ日本海沿岸東北自動車道は秋田県境・新潟県境を含めて全区間で整備が進んでいる。横軸の新庄酒田道路(国道47号)、新潟山形南部連絡道路(国道113号)や国道347号も着実に整備が進んでいる。

鉄道は、東京~新庄間を結ぶ山形新幹線が南北に縦断し、東京~山形間は約2時間半で結ばれている。

空路は、山形空港、庄内空港と2つの玄関口がある。山形空港は、平成27年8月現在、東京便が1日2往復、大阪便が1日3往復、名古屋便が1日1往復運航している。また、庄内空港は、東京便が1日4往復しており、利便性の高い交通ネットワークが形成されている。

さらに、重要港湾である酒田港は、本県唯一の貿易港として重要な役割を果たしており、韓国・ 釜山港との国際定期コンテナ航路に加え、平成27年度に入り中国航路(大連・天津新港、上海・寧 波)が開設され週6便体制となり、本県の産業経済活動と広域交流活動をけん引している。

(支援機関等)

本県の基幹産業である製造業を支える支援機関として、公設試験研究機関である山形県工業技術センターは、山形市の本所を拠点とし、米沢市に置賜試験場、三川町に庄内試験場があり、県内各地にバランスよく配置されている。また、産学官連携を推進する山形県産業技術振興機構は、経営や販路開拓等を支援する山形県企業振興公社と連携し、全県を支援している。

また、高等教育機関では、先導的な研究開発が行われており、山形大学においては有機エレクトロニクス分野、慶應義塾大学先端生命科学研究所においてはバイオテクノロジー分野において世界最先端の技術が生み出され、ベンチャー企業も創出されている。

さらに、県内7地域に商工会議所、県内30箇所に商工会が配置されており、企業の経営支援を実施している。

4-3 近年の企業立地動向と今後の見通し

本県の最近5年間の工場立地件数は、10~20件程度で推移しており、平成20年のリーマンショック以前と比較し、依然として低水準にとどまっている。円高の是正による輸出環境の改善や経済対策の効果等により回復基調にあるものの、グローバル化の進展に伴う競争激化により設備投資の環境は依然として厳しい状況にある。(図表8)

こうした中で企業の投資を呼び込むために、本県での立地の優位性を積極的に打ち出した企業誘致活動の展開が必要であり、人口減少が進行する中で、特に若者や女性の県外流出を抑制するための魅力的な就労の場の確保を目的とした、企業立地の促進を図る必要がある。

年	19	20	21	22	23	24	25	26
新設(移転新設含む)	22 件	21 件	9件	10 件	13 件	5件	22 件	21 件
増設	13 件	9件	3件	6件	4件	4件	0件	2件
計	35 件	30 件	12 件	16 件	17 件	9件	22 件	23 件

(図表8 山形県の工場立地件数)

資料:経済産業省「工場立地動向調査」

4-4 地域再生計画の目標

山形県では、企業の立地環境を整備することにより、企業の地方拠点の形成・強化を支援し、地域における就労機会の創出等を図ることを目標とする。

I 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

目標1 雇用の創出

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施により210人の雇用創出を図る。

目標2 企業の新規立地

東京 23 区にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等(移転型事業の認定件数)を 7 件、域内企業の本社機能等の拡充を伴う新規立地等及び東京 23 区以外の地域にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等(拡充型事業の認定件数)を 35 件とする。

目標3 県外からの転入者数

東京 23 区にある企業の本社機能等の移転に伴う新規立地等により、70 人の転入者を創出する。

Ⅱ 遊休工場用地等の有効活用に係る事業

目標4 雇用の創出

遊休工場用地等の有効活用に係る事業の実施により842人の雇用創出を図る。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

地方の本社機能強化を図る地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施する。

また、これらの事業を促進するための取組みとして、企業の新規立地等に関する支援体制の充実・強化、企業立地等に伴う初期投資の負担を軽減する補助制度の充実・強化、及び地方税の課税免除・不均一課税制度の創設を実施する。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

- I 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業
- (1) 支援措置の名称及び番号

地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例 (内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省)【A3005】

(2)地方活力向上地域

①法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、 東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、 金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、 白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町の一部区域(別紙1のとおり)

②法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域以下のイ及びロの一部区域(別紙2のとおり)

イ 内陸地域 山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

口 庄内地域 鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町

(3) 地方活力向上地域の設定について

県下の地方活力向上地域となる地域は、は約900年前の山形鋳物に遡る、歴史に裏打ちされた確かな技術が根付いている地域である。さらには勤勉な県民性が魅力となり、数多くの企業が当該地域に進出してきた。

電子部品、情報機器製造業の山形航空電子㈱やNECパーソナルコンピュータ㈱、東北エプソン㈱、ソニーセミコンダクタ㈱等が進出してきたことに加え、東北パイオニア㈱、山形カシオ㈱等の精密機械製造業、スリーエムジャパンプロダクツ㈱等の化学製品製造業、ティービーアール㈱等の輸送用機器製造業、東和薬品㈱等の医薬品製造業、マルハニチロ㈱等の食料品製造業を営む企業の進出もあり、幅広い技術分野の企業が集積しており、現在は有機エレクトロニクスやバイオテクノロジー等の世界最先端の技術を活かした企業集積を目指している。

このように、勤勉な人材の確保や幅広い技術分野の企業集積、世界最先端の技術といった地域 の強みを活かした産業の集積を目指しており、今後も東京からの本社機能の移転等が期待できる 地域である。

(内陸地域)

拡充型事業の対象地域となる内陸地域は、本県東部に位置し東側の奥羽山脈、西側の出羽山地、朝日山地、飯豊山地の間にある山形盆地、米沢盆地、新庄盆地を中心とした地域である。当該地域は山形市や米沢市、新庄市を中心に87万人規模の経済圏を形成しており、企業の本社等が所在している地域の周辺地域である。基幹産業である製造業の本社に加え、㈱ヤマザワ等の小売業や、升川建設㈱をはじめとする建設業の本社が多く立地しているなど、幅広い産業において域内企業の成長が見込まれる地域である。

また、当該地域は県を南北に結ぶ東北中央自動車道や国道 13 号に加え、東京〜新庄を結ぶ山形新幹線に沿ってあるほか、空路として山形空港が配置されており、自然的・社会的・経済的に一体性を有するものである。

一方、当該地域には山形大学(工学部等)や東北芸術工科大学、農業大学校、山形県立産業技術短期大学校といった高等教育機関に加え、山形県工業技術センター(本所・置賜試験場)や、山形県農業総合研究センター(本所・園芸試験場・畜産試験場)などの研究機関等が域内にバランスよく配置されており、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要となる人材の供給や各種産業の研究開発等を推進する事業環境が整っている。

加えて、当該地域には寒河江中央工業団地や、新庄中核工業団地、米沢八幡原中核工業団地などが配置されておりすでに一定の産業集積が形成されており、企業立地促進法に基づく内陸地域基本計画に位置付けられていることから、今後域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

(庄内地域)

拡充型事業の対象事業となる庄内地域は、本県北西部に位置し、日本海に面した庄内平野を

中心とした地域である。当該地域は鶴岡市、酒田市を中心とした 29 万人規模の経済圏を形成しており、企業の本社等が所在している地域の周辺地域である。基幹産業である製造業の本社に加え、第一物産㈱等の卸売業や酒田共同火力発電㈱等の電気業の本社も立地しており、幅広い産業における域内企業の成長が見込まれる地域である。

また、当該地域を縦断する日本海沿岸東北自動車道及び国道7号や空路としての庄内空港に加え、本県の産業経済活動と広域交流活動をけん引している重要港湾の酒田港が整備されるなど、自然的・社会的・経済的に一体性を有するものである。

一方、当該地域には山形大学(農学部)や東北公益文科大学、鶴岡工業高等専門学校、山形県立産業技術短期大学校庄内校といった高等教育機関に加え、慶應義塾大学先端生命科学研究所、山形県立工業技術センター庄内試験場、山形県農業総合研究センター(水田農業試験場・養豚試験場)などの研究機関等が域内に配置されており、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要となる人材の供給や各種産業の研究開発等を推進する事業環境が整っている。

加えて、当該地域には鳥海南工業団地や酒田臨海工業団地などが配置されており、すでに一定の産業集積が形成されており、企業立地促進法に基づく庄内地域基本計画に位置付けられていることから、今後域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

	昼夜間人口 (人)		昼夜間比率	人口当たり事業	所数 (事業所)				
	昼間人口	夜間人口	(%)	事業所数	人口当たり				
内陸地域	872, 406	874, 781	99. 7	43, 176	0. 0494				
庄内地域	294, 466	294, 143	100. 1	14, 787	0.0503				
県合計	1, 166, 872	1, 168, 924	99.8	57, 963	0.0496				

(図表9 山形県の昼夜人口比率及び人口当たりの事業所数)

資料:総務省「平成22年国勢調査」、「平成24年経済センサス」

(4) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

①事業概要 (移転型事業):民間企業等により実施される東京 23 区から本社機能の移転を伴う特定 業務施設の整備。

実施期間:平成27年11月~平成34年3月

実施場所:上記(2)①に記載する移転型事業の対象地域内

②事業概要(拡充型事業):民間企業等により実施される拡充型事業の対象地域内における特定業務 施設の整備。

実施期間:平成27年11月~平成34年3月

実施場所:上記(2)②に記載する拡充型事業の対象地域内

ロ 地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の課税免除・不均一課税制度の創設

事業概要:企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う地方税(事業税、不

動産取得税、固定資産税)について、課税免除・不均一課税制度を創設する。

実施主体: 山形県、県内35市町村

実施期間:平成27年度~

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取組

イ 産業団地整備事業

事業概要:

東北中央自動車道山形中央IC近隣の山形中央インター産業団地及び同天童ICに隣接する 天童インター産業団地の整備を行う。

実施主体:山形市、天童市

事業期間:平成25年度~平成28年度

ロ ワンストップサポートセンターの充実・強化

事業概要:

山形県商工労働観光部工業戦略技術振興課に、立地検討企業等の各種相談に対し一元的かつ総合的な情報提供を行うワンストップサポートセンターを平成20年度から設置しており、情報収集機能を充実させ、企業誘致に関する対応力を強化する。

実施主体:山形県

事業期間:平成20年度~

ハ 企業誘致優遇制度の充実・強化

事業概要(県):

製造業等を営む企業の新規立地、または増設時に所定の経費を助成し、雪対策やバイオ関連企業への上乗せ補助等も行う既存の補助メニューに加え、県外企業の県内への本社機能等移転に対し、投資規模・雇用規模に応じた補助率で助成するメニューを創設し制度を拡充する。

事業概要(市町村):

県内33市町村で実施している製造業を中心とした企業の設備投資、新規雇用等に対する助成等に加え、山形市、米沢市の産業用地の貸付や、山形市の研究開発施設に対する用地取得費の減額・用地の5年間無償貸付、上山市の工場移転資金融資に対する利子補給、金山町の新規学卒者や若年女性の雇用に対する助成等、各市町村で独自に運用している補助制度を充実・強化する。

実施主体: 山形県及び県内33市町村

事業期間:平成27年度~

ニ 若者UIターン人材育成事業

事業概要:

本県産業を支える人材確保のために、首都圏を中心に、関西圏、中京圏等に在学等する若者 に対する就職相談・情報提供による就職支援を行う。

実施主体:山形県

事業期間:平成21年度~

ホ 遊休工場用地等の有効活用に係る事業

事業概要:

下記で示す遊休工場用地について、施設整備を行う。

地区名	団地名	遊休工場用地等 の面積※1	就業者数の目標 (雇用創出人数)
酒田遊佐地区	酒田臨海工業団地	170, 667 m²	40 人
酒田遊佐地区	鳥海南工業団地	100, 313 m²	40 人
寒河江市中央地区	寒河江中央工業団地	148, 000 m²	126 人
村山市村山地区	金谷工業団地	3, 414 m²	14 人
尾花沢地区	福原工業団地	10, 306 m²	29 人
中山地区	なかやま西部工業団地	23, 303 m²	55 人
新庄福田地区	新庄中核工業団地	157, 950 m²	47 人
窪田・東松原・米沢 南地区	米沢南工業団地	34, 710 m²	80 人
南陽地区	南陽西工業団地	3, 350 m²	15 人
鶴岡地区	鶴岡大山工業団地	89, 427 m²	49 人
櫛引町櫛引地区	庄内南工業団地	2, 515 m²	7人
庄内あさひ地区	庄内あさひ産業団地	8, 901 m²	7人
酒田地区	酒田京田西工業団地	23, 922 m²	313 人
余目地区	庄内臨空工業団地あまる め	24, 827 m²	15 人
酒田遊佐地区	遊佐西部工業団地	8,000 m ²	5 人

※1 上記団地に存在する工業等以外の産業の導入を予定している遊休工場用地等の面積

実施主体:山形県

事業期間:平成27年度~平成31年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成34年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-4に示す地域再生計画の目標については、毎年度必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、 各行政機関で実施する「中間評価」及び「事後評価」において、達成状況の評価、改善すべき事項の

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

I 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
目標 1 雇用創出人数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
うち内陸地域	25 人	15 人	25 人	15 人	25 人	15 人	25 人
うち庄内地域	5人	15 人	5人	15 人	5人	15 人	5人
目標 2	5件	5件	5件	5件	5件	5件	5件
地方活力向上地域 等特定業務施設整	(うち移転型	(うち移転型1	(うち移転型	(うち移転型	(うち移転型	(うち移転型	(うち移転型
備計画認定件数	1件)	件)	1件)	1件)	1件)	1件)	1件)
	4件	3件	4件	3件	4件	3件	4件
うち内陸地域	(うち移転型	(うち移転型0	(うち移転型	(うち移転型	(うち移転型	(うち移転型	(うち移転型
	1件)	件)	1件)	0件)	1件)	0件)	1件)
	1件	2件	1件	2件	1 件	2件	1件
うち庄内地域	(うち移転型	(うち移転型1	(うち移転型	(うち移転型	(うち移転型	(うち移転型	(うち移転型
	0件)	件)	0件)	1件)	0件)	1件)	0件)
目標3 県外からの転 入者数	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
うち内陸地域	9人	3人	9人	3人	9人	3人	9人
うち庄内地域	1人	7人	1人	7人	1人	7人	1人

Ⅱ 遊休工場用地等の有効活用に係る事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標 4					
雇用創出人数	0人	51 人	213 人	270 人	308 人
(遊休工場用地等の有効活用に係る事業)					
うち酒田臨海工業団地	0人	0人	0人	20 人	20 人
うち鳥海南工業団地	0人	0人	0人	20 人	20 人
うち寒河江中央工業団地	0人	0人	42 人	42 人	42 人
うち金谷工業団地	0人	0人	0人	14 人	0人
うち福原工業団地	0人	0人	0人	10 人	19 人
うちなかやま西部工業団地	0人	13 人	14 人	14 人	14 人
うち新庄中核工業団地	0人	11 人	12 人	12 人	12 人
うち米沢南工業団地	0人	20 人	20 人	20 人	20 人
うち南陽西工業団地	0人	0人	0人	0人	15 人

うち鶴岡大山工業団地	0人	7人	14 人	14 人	14 人
うち庄内南工業団地	0人	0人	7人	0人	0人
うち庄内あさひ産業団地	0人	0人	0人	0人	7人
うち酒田京田西工業団地	0人	0人	100 人	100 人	113 人
うち庄内臨空工業団地あまるめ	0人	0人	4人	4人	7人
うち遊佐西部工業団地	0人	0人	0人	0人	5人

(指標とする数値の収集方法)

雇用創出件数、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数、県外からの転入者数いずれも地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施報告、及び遊休工場用地等への導入実施報告から算出

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

4-4に示す地域再生計画の目標の達成状況については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかに本県のホームページ上で公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項 該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項 該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし